



令和7年11月21日

熊本労働局長

金谷 雅也 殿

熊本地方労働審議会

会長 小葉 武史

熊本県和服裁縫業に係る最低工賃の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年11月21日熊労発基1121第1号をもって諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、熊本県和服裁縫業最低工賃について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。